お客様各位

2019 年 9 月 27 日

富士通クオリティ・ラボ株式会社

消費税法改正に伴うご請求金額に関するお知らせ

平素より、弊社ビジネスに格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年 10 月 1 日からの消費税率の改定に伴い、弊社における貴社とのお取引にかかる消費税の取扱いを以下の通りとさせていただきます。
何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．新税率の適用について

2019 年 10 月 1 日の改正消費税法の施行日以降の納品分より、消費税を 10%とさせていただきます。9 月 30 日以前の納品分につきまして、弊社の納品月と貴社の検収月に相違があるなどの理由で、請求させていただいた消費税率に相違がある場合は、大変お手数ですが下記問い合せ窓口まで、ご連絡をお願いいたします。

２．問い合せ窓口

富士通クオリティ・ラボ株式会社
グループビジネス推進室　経理担当
e-mail：　fql-payment@cs.jp.fujitsu.com

以　上